

平成24年度第3回芦屋市地域密着型サービス運営委員会 議事録

日 時	平成24年10月24日(水) 13:30~14:30
会 場	芦屋市役所北館4階 教育委員会室
出席者	委員長 長田 貴 委員 宮崎 睦雄・船橋 久郎・岡野 東子・山口 三七子・松矢 欣哲・内山 忠一・山下 陽子・津村 直行 事務局 保健福祉部高年福祉課 安達 昌宏・奥村 享央・木野 隆・浅野 理恵子・廣瀬 香・村岡 裕樹
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 ＜非公開・部分公開とした場合の理由＞
傍聴者数	0人

1 議事

指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに係る基準等を定める
条例・規則の制定について

2 資料

指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに係る基準等を定める
条例・規則の制定について(資料:1)

指定地域密着型サービス事業所への実地指導について(資料:2)

1 議事

指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに係る基準等を定める
条例・規則の制定について

(長田委員長)

今回は条例規則の制定にあたり、効果的な運営実施が出来るように皆さんのご意見を
いただければと思います。

では、事務局から報告をお願いします。

(事務局:廣瀬)

指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに係る基準等を定める
条例・規則の制定について(資料:1)

事務局より報告

(長田委員長)

何か質問・意見ありますか。

(内山委員)

法人格については何に定められているのか。

(事務局:廣瀬)

介護保険法第78条の2第4項に、申請者の法人格の有無に係る基準については市町
村が条例で定めることと義務付けられました。

(長田委員長)

阪神間ではいかがですか。

(事務局:奥村)

阪神間で既に制定されているのは、西宮市のみで、内容についてもほぼ省令と同様です。暴力団関係については入っておりませんが、市での暴力団排除条例が制定されれば入れると聞いております。他市については未だ未制定であり、現段階では暴力団関係についてと、記録の保存年限を2年から5年とする以外は、あまりオリジナルで項目を追加しようとされているものは無いようです。

(長田委員長)

細かいところを確認しますが、法人の役員等が暴力団員等…とありますが、等とはどのような範囲ですか

(事務局：奥村)

法人の役員等とは、法人の役員や指定申請時の届出に記載される役職の人を含みます。

(事務局：廣瀬)

暴力団員等とは、暴力団排除条例に記載されている暴力団密接関係者などを含みます。

(松矢委員)

指定申請時にどのように調べるのですか。

(事務局：奥村)

指定申請時に、暴力団関係者はいないという内容の文書の提出を求め、契約課と同じような形で警察に照会することを考えています。

(長田委員長)

具体的な案や明文化については今後検討の余地はあるかもしれないが、これでよろしいでしょうか。

(事務局：奥村)

災害時の協力を要請することについて、新たに定めるかどうか検討しております。

芦屋市の地域防災計画に基づき関係機関との連携及び協力について定めようと考えておりますが、元の省令に非常災害対策というものがありますのでもう少し考える必要があるかと思っております。

(津村委員)

災害時の協力について、事業所との協定を結んでいる市がありますので、それを受けて考えております。暴力団排除条例はもともと県の条例制定を受けておりますので、警察にも協力体制があると考えております。

(長田委員長)

今回の内容については、よろしいでしょうか。では次にいきます。

2 その他

(事務局：村岡)

指定地域密着型サービス事業所への実地指導について（資料：2）

事務局より報告

(長田委員長)

何か質問等がありますか。各事業所で実施されている運営推進会議では何か問題はありませんか。

(事務局：廣瀬)

2ヶ月に1度開催されている運営推進会議については、出来るだけ市の職員が参加し、家族のかたからも忌憚なくご意見をいただいている様子が見られます。

今後、推進会議の中で委員会まで諮るべき事案が出れば、議題にも取り上げていきたいと思えます。

(長田委員長)

他に何かございませんか。ではこれで本日の会議は閉会いたします。

以 上